

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動, 屋内の状況, 屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建築（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

長周期地震動階級関連解説表

高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
長周期地震動階級2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
長周期地震動階級3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

津波予報区



仙台管区気象台観測所一覧表

令和6年11月1日現在
緯度・経度は世界測地系で表示

気象官署

観測所名	観測項目						推計値 日照時間 ※1	所在地	緯度 (北緯)	経度 (東経)	観測所の 高さ (m)	風向 風速 計地上高 (m)
	降水量	気温	風	相対湿度	日照時間	積雪						
センダイ 仙台	○	○	○	○	○	○		仙台市宮城野区五輪(仙台管区気象台)	38° 15.7'	140° 53.8'	39	52.6

特別地域気象観測所

観測所名	観測項目						推計値 日照時間 ※1	所在地	緯度 (北緯)	経度 (東経)	観測所の 高さ (m)	風向 風速 計地上高 (m)
	降水量	気温	風	相対湿度	日照時間	積雪						
イシノマキ 石巻	○	○	○	○	○	○		石巻市泉町(石巻特別地域気象観測所)	38° 25.6'	141° 17.9'	43	28.6

地域気象観測所

観測所名	観測項目						推計値 日照時間 ※1	所在地	緯度 (北緯)	経度 (東経)	観測所の 高さ (m)	風向 風速 計地上高 (m)
	降水量	気温	風	相対湿度	日照時間	積雪						
コマノユ 駒ノ湯	○	○	○	○		○	○	栗原市栗駒沼倉耕英南	38° 54.8'	140° 49.7'	532	10.0
ケセンヌマ 気仙沼	○	○	○	○			○	気仙沼市古町	38° 54.4'	141° 33.4'	62	9.9
ウグイス 鶯沢	○							栗原市鶯沢袋宮林	38° 48.3'	140° 56.9'	33	—
カワ 川渡	○	○	○				○	大崎市鳴子温泉字蓬田	38° 44.6'	140° 45.6'	170	10.0
ツキ 築館	○	○	○	○			○	栗原市築館左足下	38° 44.1'	141° 00.3'	25	6.6
カ 加美	○							加美郡加美町味ヶ袋葉菜原	38° 34.3'	140° 43.6'	195	—
ヨネ 米山	○	○	○	○			○	登米市米山町西野字新遠田	38° 37.5'	141° 11.2'	4	10.0

シツガワ 志津川	○	○	○	○			○	本吉郡南三陸町志津川字 城場	38° 40.9'	141° 26.9'	39	9.9
フル カワ 古川	○	○	○	○			○	大崎市古川大崎字富国	38° 35.9'	140° 54.7'	28	6.6
オ ガン 雄勝	○							石巻市雄勝町雄勝字下雄 勝	38° 31.2'	141° 27.9'	24	—
イズミガダケ 泉ヶ岳	○							仙台市泉区福岡岳山	38° 24.4'	140° 43.3'	630	—
オオ ヒラ 大衡	○	○	○				○	黒川郡大衡村松の平	38° 28.4'	140° 53.3'	57	10.0
カシマダイ 鹿島台	○	○	○				○	大崎市鹿島台広長字内の 浦	38° 27.6'	141° 05.5'	3	10.0
オナ ガワ 女川	○	○	○	○			○	牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮 ヶ崎	38° 26.8'	141° 27.0'	38	9.9
ニッ カワ 新川	○	○	○	○			○	仙台市青葉区新川字清水 尻	38° 18.2'	140° 38.2'	265	10.1
シオ ガマ 塩釜	○	○	○	○			○	塩竈市伊保石	38° 20.3'	141° 00.8'	105	9.9
ナ トリ 名取	○	○	○				○	名取市下増田字南原(仙台 航空気象観測所)	38° 08.3'	140° 55.0'	2	9.9
シロ イシ 白石	○	○	○	○			○	白石市福岡長袋字湯殿山	38° 00.9'	140° 36.7'	86	10.1
ザ オウ 蔵王	○	○	○	○			○	刈田郡蔵王町大字平沢字 内屋敷	38° 07.6'	140° 40.8'	112	6.6
ワタ リ 亘理	○	○	○				○	亘理郡亘理町字油田	38° 01.5'	140° 51.5'	4	10.0
マル モリ 丸森	○	○	○				○	伊具郡丸森町館矢間館山 字新賢中	37° 55.9'	140° 46.7'	18	10.0
ヒツ ボ 筆甫	○							伊具郡丸森町筆甫字和田	37° 49.6'	140° 43.7'	305	—

※1 気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時)」から得る推計値を提供。

河川雨量・水位等観測所

令和6年9月1日現在

区分 河川名	雨量				水位				流量
	普通	自記	自記の内テレ	計	普通	自記	自記の内テレ	計	
北上川	カ所	カ所 11	カ所 10	カ所 11	カ所	カ所 27	カ所 25	カ所 27	カ所 13
鳴瀬川		9	9	9		17	16	17	8
名取川		12	11	12		13	12	13	11
阿武隈川		17	16	17		21	19	21	10

指定雪量観測点

令和元年5月1日現在

位置	種別	備考
仙台市青葉区作並	積雪	国道48号 (警戒値 80cm)
大崎市鳴子	積雪	国道47号 (警戒値 140cm)

風向・風速観測所

令和元年5月1日現在

地名	所在地	管理者	備考
気仙沼	気仙沼市朝日町	宮城県気仙沼土木事務所	自記式
長面	石巻市長面	東北地方整備局	プロペラ式風向風速計
野蒜	東松島市野蒜	〃	〃
鳴子ダム	大崎市鳴子温泉字岩淵2-8	〃	風車式
釜房ダム	柴田郡川崎町大字小野字大平山10-6	〃	〃
七ヶ宿ダム	刈田郡七ヶ宿町字切通52-40	〃	プロペラ式風向風速計

防災気象情報の一覧及び発表基準等

(別表1) 特別警報発表基準

(令和2年8月24日現在)

現象の種類	基準		過去の主な対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和2年7月豪雨 (死者行方不明者86人) 令和元年東日本台風 (死者行方不明者107人) 平成30年7月豪雨 (死者行方不明者245人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表

		仙台管区气象台					
		東部		西部		西部	
発表区域		東部仙台	石巻地域	気仙沼地域	東部山形	東部大崎	東部黒川
発表基準		陸上 18m/s ^{*1} 、海上 20m/s		陸上 18m/s ^{*1} 、海上 20m/s		陸上 18m/s	
警	暴風(平均風速)	陸上 18m/s ^{*1} 、海上 20m/s					
報	暴風(有義波速)	陸上 18m/s ^{*1} 、海上 20m/s					
報	大雪	12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ25cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm ^{*2}
	大雨	6.0m	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
注	強風(平均風速)	陸上 13m/s ^{*3} 、海上 15m/s					
	風警(平均風速)	陸上 13m/s ^{*3} 、海上 15m/s					
報	大雪	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山沿い 12時間降雪の深さ15cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山沿い 12時間降雪の深さ15cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm ^{*4}
	大雨	3.0m	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
注	強風(有義波速)	陸上 100m、海上 500m					
	濃霧	陸上 100m、海上 500m					
報	濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m					
	乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速1m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%					
なだれ	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続					
	低温	夏期:最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき ^{*5}					
霜	霜	早霜、晩霜期における最低気温2℃以下(半霜期は農作物の生育を考慮し実施する)					
降水・降雪	降水・降雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合 100mm					

*1 名取(アマダス)の観測値は20m/sを目安とする。
 *2 駒ノ風(アマダス)の観測値は40cmを目安とする。
 *3 名取(アマダス)の観測値は15m/sを目安とする。
 *4 駒ノ風(アマダス)の観測値は25cmを目安とする。
 *5 冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

(仙台管区气象台管内)

令和6年5月23日現在

(別表3) 大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	13	123
	塩竈市	14	119
	名取市	18	137
	多賀城市	19	127
	岩沼市	19	136
	富谷市	16	133
	亶理町	19	134
	山元町	16	134
	松島町	16	122
	七ヶ浜町	18	120
	利府町	15	123
	大和町東部	16	129
	大郷町	16	125
石巻地域	石巻市	12	92
	東松島市	13	116
	女川町	12	116
東部大崎	大崎市東部	14	111
	涌谷町	15	119
	美里町	19	119
気仙沼地域	気仙沼市	12	124
	南三陸町	13	124
東部仙南	角田市	14	111
	大河原町	12	119
	村田町	14	117
	柴田町	14	119
	丸森町	12	109
登米・東部栗原	登米市	18	98
	栗原市東部	18	120
西部仙台	仙台市西部	12	119
	大和町西部	15	134
	大衡村	14	128
西部仙南	白石市	15	117
	蔵王町	18	126
	七ヶ宿町	17	119
	川崎町	16	130
西部大崎	大崎市西部	20	112
	色麻町	20	131
	加美町	18	117
西部栗原	栗原市西部	17	98

(別表4) 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=9.6, 広瀬川流域=35.7, 旧芥川流域=5.9, 支倉川流域=10.2, 梅田川流域=11, 高野川流域=6.3, 坪沼川流域=12.7	名取川流域=(8, 31.9), 七北田川流域=(12, 22.7), 北貞山運河・南貞山運河流域=(8, 5.3), 広瀬川流域=(10, 28), 旧芥川流域=(8, 4.6), 梅田川流域=(8, 9.8)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=17.9, 貞山堀流域=26.2, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	増田川流域=(6, 16.5), 貞山堀流域=(6, 23.5), 川内沢川流域=(6, 12), 志賀沢川流域=(6, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼], 名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=17.8	—	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=6.8, 五間堀川流域=17.6, 志賀沢川流域=12.8	川内沢川流域=(7, 6.1), 五間堀川流域=(7, 15.8), 志賀沢川流域=(7, 11.5)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=9, 竹林川流域=13.8	竹林川流域=(12, 13.7)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=8.1, 坂元川流域=12.2, 戸花川流域=6.6	—	—
	松島町	鶴田川流域=24.5, 田中川流域=9.5, 高城川流域=28.9	—	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=11.4	砂押川流域=(6, 10.2)	七北田川[市名坂]
	大和町東部	身洗川流域=8.9, 西川流域=22.4, 小西川流域=11, 善川流域=19.8	吉田川流域=(6, 29.7), 竹林川流域=(6, 15.7), 身洗川流域=(6, 8), 西川流域=(6, 22.3), 善川流域=(6, 19.6)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=16.3, 味明川流域=12.9, 滑川流域=13.9	吉田川流域=(7, 33.3)	吉田川[落合・粕川]
	石巻地域	石巻市	大沢川流域=8.8, 富士川流域=9.1, 中島川流域=11.7, 追波川流域=8.1, 真野川流域=16.6, 皿貝川流域=8.9, 高木川流域=5.9, 北北上運河流域=7.1	旧北上川流域=(8, 25.4), 大沢川流域=(7, 5.7), 富士川流域=(6, 8), 中島川流域=(6, 11.7), 真野川流域=(8, 8.6)
東松島市		堤川流域=7.8, 定川流域=19.8	定川流域=(8, 14.6)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]
女川町		女川流域=11.6	女川流域=(6, 8.8)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=12.1, 中雨生沢川流域=3.7, 新江合川流域=6.6, 鶴田川流域=18.9, 広長川流域=10, 大江川(旧)流域=4.4, 渋井川流域=8.2, 渋川流域=11.4, 名蓋川流域=7.7, 旧迫川流域=36.3, 美女川流域=10.4, 百々川流域=5.6, 萱刈川流域=12.4, 透川流域=6.9	鳴瀬川流域=(10, 29), 吉田川流域=(6, 41.5), 江合川流域=(6, 30.2), 田尻川流域=(6, 11.8), 中雨生沢川流域=(6, 3.4), 鶴田川流域=(12, 16.1), 大江川(旧)流域=(6, 3.9), 渋井川流域=(6, 8.1), 渋川流域=(6, 10.2), 名蓋川流域=(12, 6.9), 旧迫川流域=(6, 25.8)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	蒲谷町	旧迫川流域=37.2, 出来川流域=13.1	江合川流域=(7, 19.4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和洲], 江合川[下谷地・蒲谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=6.6, 田尻川流域=10.7, 美女川流域=6.7, 鞍坪川流域=7.9, 沖新堀川流域=8.4	江合川流域=(7, 24.4), 出来川流域=(7, 5.9), 田尻川流域=(7, 9.6), 美女川流域=(7, 6), 鞍坪川流域=(7, 5.7)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地・蒲谷]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=7.9, 鹿折川流域=12.4, 大川流域=24.6, 津谷川流域=23.8, 神山川流域=12.2, 松川流域=7.2, 馬籠川流域=16	鹿折川流域=(6, 8.5), 大川流域=(8, 14.3), 神山川流域=(8, 6.8), 松川流域=(6, 6.4), 馬籠川流域=(8, 10.4)	—
	南三陸町	新井田川流域=7.2, 八幡川流域=13.1, 水尻川流域=10.7, 折立川流域=11.5, 水戸辺川流域=10.8, 西戸川流域=6.5	八幡川流域=(5, 6.6), 水戸辺川流域=(5, 9.7)	—

(別表4) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東部仙南	角田市	高倉川流域=9.3, 半田川流域=6.2, 小田川流域=10, 尾袋川流域=9.1, 雑魚橋川流域=10.7, 新桜井川流域=9.4	阿武隈川流域=(6, 95.9), 高倉川流域=(6, 8.3), 小田川流域=(6, 9), 尾袋川流域=(6, 8.1), 雑魚橋川流域=(6, 9.6), 新桜井川流域=(6, 8.5)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=20.2	荒川流域=(5, 18.1)	白石川[大河原・白石]
	村田町	坪沼川流域=10.7, 荒川流域=16, 新川流域=7.4	荒川流域=(6, 14.4), 新川流域=(10, 6.6)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=14.3	阿武隈川流域=(8, 67.3), 白石川流域=(6, 48.7)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=21.1, 内川流域=19.6, 伊手川流域=8.6, 新川流域=9.3, 五福谷川流域=10.9	阿武隈川流域=(6, 74.2), 雉子尾川流域=(8, 12.9), 新川流域=(6, 8.3), 五福谷川流域=(6, 10.7)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=14.5, 旧迫川流域=36.8, 羽沢川流域=9.1, 恩田川流域=6.9, 大関川流域=10.1, 二股川流域=17.4, 岩之沢川流域=4.2, 黄牛川流域=5, 石貝川流域=6.5, 長沼川流域=12.2, 荒川流域=23, 夏川流域=20, 綱木川流域=7.4, 鱒淵川流域=9.1	迫川流域=(7, 31.3), 旧北上川流域=(7, 5.8), 南沢川流域=(7, 14.5), 羽沢川流域=(7, 8.1), 二股川流域=(7, 15.6), 岩之沢川流域=(7, 3.6), 黄牛川流域=(7, 4.5), 石貝川流域=(7, 5.8), 綱木川流域=(11, 6.6), 鱒淵川流域=(7, 8.1)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和測], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=9.3, 小山田川流域=19.1, 瀬峰川流域=10, 荒川流域=13.3, 照越川流域=5.7, 熊谷川流域=4.1, 三間堀川流域=2.5, 夏川流域=9.4, 熊川流域=7.3, 二迫川流域=22.4, 三迫川流域=19.9, 金流川流域=9.5, 透川流域=12.1, 落堀川流域=10	迫川流域=(8, 35.2), 小山田川流域=(8, 17.1), 瀬峰川流域=(8, 9), 夏川流域=(8, 9.4), 熊川流域=(8, 6.5), 二迫川流域=(8, 20.1), 三迫川流域=(8, 17.9)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=43.3, 広瀬川流域=35, 齋勝川流域=9.1, 大倉川流域=20.8, 新川流域=15.6, 七北田川流域=18.6, 高柳川流域=4.8, 要害川流域=9.5	広瀬川流域=(7, 31.5), 七北田川流域=(7, 16.7)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=20.8, 宮床川流域=11.8	吉田川流域=(8, 18.7)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=14.8	善川流域=(5, 14.5)	—
西部仙南	白石市	平家川流域=8.7, 児捨川流域=16.5, 齋川流域=16, 谷津川流域=8.7, 高田川流域=13.3	平家川流域=(5, 7.8), 児捨川流域=(5, 14.8), 齋川流域=(5, 14.4)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=28.2, 高木川流域=6.6, 平家川流域=8.6	平家川流域=(5, 7.7)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=19.9	白石川流域=(7, 19)	—
	川崎町	支倉川流域=8.9, 前川流域=21.2, 太郎川流域=15.3, 北川流域=22.1	太郎川流域=(7, 13.7), 北川流域=(7, 19.8)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=32.6, 蛭沢川流域=10.1, 小山田川流域=14.9, 吉野川流域=7.9, 洪川流域=8.8	蛭沢川流域=(8, 9), 吉野川流域=(8, 7.1)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=43.8, 花川流域=20.4, 保野川流域=14.7	—	—
	加美町	鳴瀬川流域=35.2, 多田川流域=11.7, 深川流域=8.6, 田川流域=24.4, 孫沢川流域=8.8, 名蓋川流域=7.2	深川流域=(8, 7.7), 田川流域=(8, 21.9)	鳴瀬川[三本木橋]
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=26.3, 昔川流域=10, 長崎川流域=13.6, 草木川流域=11.2, 二迫川流域=16.6, 芋坪川流域=10.4, 金生川流域=9.2, 鉛川流域=8.1, 三迫川流域=15.2, 鳥沢川流域=9.4	昔川流域=(6, 9), 二迫川流域=(16, 14.9), 芋坪川流域=(6, 9.3), 三迫川流域=(16, 13.6)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 大雨注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	97
	塩竈市	8	94
	名取市	8	108
	多賀城市	11	100
	岩沼市	9	107
	富谷市	10	105
	亘理町	11	105
	山元町	8	105
	松島町	6	96
	七ヶ浜町	11	94
	利府町	8	97
	大和町東部	8	101
	大郷町	9	98
	石巻地域	石巻市	8
東松島市		8	88
女川町		8	88
東部大崎	大崎市東部	8	84
	涌谷町	6	90
	美里町	9	90
気仙沼地域	気仙沼市	8	93
	南三陸町	7	93
東部仙南	角田市	8	83
	大河原町	7	89
	村田町	8	87
	柴田町	8	89
	丸森町	8	81
登米・東部栗原	登米市	9	73
	栗原市東部	11	90
西部仙台	仙台市西部	9	92
	大和町西部	10	104
	大衡村	7	99
西部仙南	白石市	7	94
	蔵王町	7	102
	七ヶ宿町	9	96
	川崎町	9	105
西部大崎	大崎市西部	10	87
	色麻町	11	102
	加美町	10	91
西部栗原	栗原市西部	8	76

(別表6 洪水注意報基準)

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=7.6, 広瀬川流域=28.5, 旧策川流域=4.7, 支倉川流域=8.1, 梅田川流域=8.8, 高野川流域=4.9, 坪沼川流域=9.5	名取川流域=(7, 28.7), 七北田川流域=(5, 19.4), 北貞山運河・南貞山運河流域=(5, 4.8), 広瀬川流域=(9, 25.2), 旧策川流域=(7, 2.6), 梅田川流域=(8, 5.5), 高野川流域=(5, 4.9), 坪沼川流域=(5, 9.5)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=14.3, 貞山堀流域=20.9, 川内沢川流域=10.7, 志賀沢川流域=13.5	増田川流域=(5, 13.5), 貞山堀流域=(5, 11.9), 川内沢川流域=(6, 8.6), 志賀沢川流域=(5, 10.5)	名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=14.2	砂押川流域=(7, 7.4)	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=5.4, 五間堀川流域=14, 志賀沢川流域=10.2	阿武隈川流域=(5, 81.6), 川内沢川流域=(5, 5.4), 五間堀川流域=(5, 7.2), 志賀沢川流域=(7, 8.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=7.2, 竹林川流域=11	西川流域=(5, 6.8), 竹林川流域=(8, 8.8)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		阿武隈川流域=(5, 41.3)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=6.4, 坂元川流域=9.7, 戸花川流域=4.5	高瀬川流域=(5, 5.2), 坂元川流域=(7, 5.9), 戸花川流域=(5, 4.4)	—
	松島町	鶴田川流域=19.1, 田中川流域=7.6, 高城川流域=23.1	吉田川流域=(5, 26.6), 鶴田川流域=(5, 19.1), 高城川流域=(5, 23.1)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=9.1	砂押川流域=(6, 5.5)	—
	大和町東部	身洗川流域=7.1, 西川流域=17.9, 小西川流域=8.8, 善川流域=15.8	吉田川流域=(5, 26.7), 竹林川流域=(6, 14.1), 身洗川流域=(5, 6), 西川流域=(5, 14.1), 小西川流域=(5, 8.8), 善川流域=(5, 12.8)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=13, 味明川流域=8.5, 滑川流域=11.1	吉田川流域=(5, 23.6), 鶴田川流域=(5, 8), 味明川流域=(7, 5.5), 滑川流域=(7, 5.9)	吉田川[落合・粕川]
石巻地域	石巻市	大沢川流域=7, 富士川流域=7.2, 中島川流域=6.1, 追波川流域=5.9, 真野川流域=13.2, 血貝川流域=4.8, 高木川流域=4.7, 北北上運河流域=5.6	北上川流域=(5, 42.1), 江合川流域=(6, 24), 旧北上川流域=(7, 20.1), 大沢川流域=(5, 4.6), 富士川流域=(6, 5.8), 中島川流域=(5, 6.1), 追波川流域=(5, 5.9), 真野川流域=(7, 6.2), 血貝川流域=(5, 4.8), 高木川流域=(7, 3.4), 北北上運河流域=(7, 3.5)	北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和洲・大森], 江合川[蒲谷]
	東松島市	堤川流域=6.2, 定川流域=15.8	鳴瀬川流域=(5, 25.7), 吉田川流域=(5, 19), 鞍坪川流域=(7, 7.5), 堤川流域=(5, 4.7), 定川流域=(5, 11.2)	鳴瀬川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]
	女川町	女川流域=9.2	女川流域=(5, 7.9)	—

(別表6 洪水注意報基準)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=7.9, 中雨生沢川流域=3, 新江合川流域=5.2, 鶴田川流域=15.1, 広長川流域=7.2, 大江川(旧)流域=3, 洪井川流域=6.5, 洪川流域=9.1, 名蓋川流域=6.1, 旧迫川流域=29, 美女川流域=8.3, 百々川流域=4.4, 萱刈川流域=9.9, 透川流域=5.5	鳴瀬川流域=(5, 26.1), 吉田川流域=(5, 18.9), 江合川流域=(5, 22.2), 多田川流域=(5, 9), 田尻川流域=(5, 6.3), 中雨生沢川流域=(5, 2.8), 新江合川流域=(5, 3.4), 鶴田川流域=(7, 14.5), 広長川流域=(5, 6.2), 大江川(旧)流域=(5, 2), 洪井川流域=(6, 3.6), 洪川流域=(5, 9.1), 名蓋川流域=(5, 6.1), 旧迫川流域=(6, 23.2), 美女川流域=(5, 8.3), 百々川流域=(5, 4.4), 萱刈川流域=(5, 9.7), 透川流域=(5, 5.5)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=26.7, 出来川流域=8.9	江合川流域=(5, 16.1), 迫川流域=(5, 32), 旧迫川流域=(5, 14.7), 出来川流域=(5, 6.7)	旧北上川[和渕], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=5.2, 田尻川流域=8.5, 美女川流域=5.3, 鞍坪川流域=6.3, 沖新堀川流域=6.7	鳴瀬川流域=(5, 25.6), 江合川流域=(5, 22), 出来川流域=(5, 5.2), 田尻川流域=(5, 8.5), 美女川流域=(5, 5.3), 鞍坪川流域=(5, 4.4), 沖新堀川流域=(5, 3.9)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[下谷地]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=5.3, 鹿折川流域=9.9, 大川流域=19.6, 津谷川流域=19, 神山川流域=9.7, 松川流域=5.7, 馬籠川流域=12.8	青野沢川流域=(5, 5.3), 鹿折川流域=(5, 7.6), 大川流域=(6, 12.9), 津谷川流域=(7, 12.2), 神山川流域=(6, 5.3), 松川流域=(6, 4.6), 馬籠川流域=(5, 9.4)	—
	南三陸町	新井田川流域=5.4, 八幡川流域=10.4, 水尻川流域=8.5, 折立川流域=9.2, 水戸辺川流域=8.6, 西戸川流域=5.2	新井田川流域=(5, 4.6), 八幡川流域=(5, 5.9), 水尻川流域=(5, 7.2), 折立川流域=(5, 7.9), 水戸辺川流域=(5, 8.6), 西戸川流域=(5, 5.2)	—
東部仙南	角田市	高倉川流域=7.4, 半田川流域=4.9, 小田川流域=8, 尾袋川流域=7.2, 雑魚橋川流域=8.5, 新桜井川流域=7.5	阿武隈川流域=(5, 31.1), 高倉川流域=(5, 5.9), 半田川流域=(5, 4.9), 小田川流域=(5, 5.2), 尾袋川流域=(6, 5.8), 雑魚橋川流域=(5, 8.5), 新桜井川流域=(5, 4.9)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=16.1	白石川流域=(5, 32.6), 荒川流域=(5, 12.9)	白石川[大河原]
	村田町	坪沼川流域=8.5, 荒川流域=12.8, 新川流域=5.9	坪沼川流域=(5, 8.5), 荒川流域=(5, 12.8), 新川流域=(7, 5.8)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=11.4	阿武隈川流域=(5, 51.5), 白石川流域=(5, 32.6), 五間堀川流域=(6, 8.1)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=16.8, 内川流域=15.6, 伊手川流域=6.1, 新川流域=7.4, 五福谷川流域=8.7	阿武隈川流域=(5, 30.8), 雉子尾川流域=(6, 11.6), 内川流域=(7, 13), 伊手川流域=(5, 6.1), 新川流域=(6, 6.2), 五福谷川流域=(5, 7.7)	阿武隈川下流[丸森]

(別表6 洪水注意報基準)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=11.6, 旧迫川流域=29.4, 羽沢川流域=7.2, 恩田川流域=4.9, 大関川流域=8, 二股川流域=13.9, 岩之沢川流域=3.3, 黄牛川流域=4, 石貝川流域=5.2, 長沼川流域=9.7, 荒川流域=11.5, 夏川流域=11, 綱木川流域=5.9, 鱒淵川流域=7.2	北上川流域=(5, 53.9), 迫川流域=(5, 26), 旧北上川流域=(5, 5), 南沢川流域=(5, 11.6), 旧迫川流域=(5, 15.4), 羽沢川流域=(7, 7.1), 恩田川流域=(5, 4.9), 大関川流域=(5, 6.7), 二股川流域=(5, 13.1), 岩之沢川流域=(5, 3.2), 黄牛川流域=(5, 3.8), 石貝川流域=(5, 3.9), 長沼川流域=(5, 7.9), 荒川流域=(5, 10.4), 夏川流域=(5, 6.2), 綱木川流域=(7, 4.7), 鱒淵川流域=(7, 5.8)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和瀬], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=7.4, 小山田川流域=15.2, 瀬峰川流域=8, 荒川流域=10.6, 照越川流域=4.6, 熊谷川流域=3.3, 三間堀川流域=2, 夏川流域=7.5, 熊川流域=5.8, 二迫川流域=17.9, 三迫川流域=15.9, 金流川流域=7.6, 透川流域=9.6, 落堀川流域=5	迫川流域=(5, 20.8), 萱刈川流域=(5, 6.3), 小山田川流域=(5, 11.2), 瀬峰川流域=(5, 7.2), 荒川流域=(5, 7), 照越川流域=(5, 4.5), 熊谷川流域=(5, 3.2), 三間堀川流域=(9, 1.6), 夏川流域=(5, 7.5), 熊川流域=(8, 4.6), 二迫川流域=(8, 14.3), 三迫川流域=(5, 12.3), 金流川流域=(5, 6.4), 透川流域=(5, 6), 落堀川流域=(5, 4.9)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=34.6, 広瀬川流域=28, 斎勝川流域=7.2, 大倉川流域=16.6, 新川流域=12.4, 七北田川流域=14.8, 高柳川流域=3.9, 要害川流域=7.6	広瀬川流域=(5, 28), 斎勝川流域=(5, 7.2), 大倉川流域=(7, 13.3), 七北田川流域=(7, 14), 高柳川流域=(5, 3.8)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=16.6, 宮床川流域=9.4	吉田川流域=(8, 13.3)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=11.8	善川流域=(5, 8)	—
西部仙南	白石市	平家川流域=6.9, 児捨川流域=13.2, 斎川流域=12.8, 谷津川流域=6.3, 高田川流域=10.6	白石川流域=(5, 27.9), 平家川流域=(5, 6.9), 児捨川流域=(5, 10.6), 斎川流域=(5, 11), 谷津川流域=(5, 6.3), 高田川流域=(5, 8.2)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=22.5, 高木川流域=5.2, 平家川流域=4.5	白石川流域=(6, 32), 松川流域=(5, 22.1), 高木川流域=(5, 5.1), 平家川流域=(5, 4.1)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=15.9	白石川流域=(5, 15.9)	—
	川崎町	支倉川流域=7.1, 前川流域=16.9, 太郎川流域=12.2, 北川流域=17.6	支倉川流域=(5, 6.8), 前川流域=(5, 16.9), 太郎川流域=(5, 12.2), 北川流域=(5, 17.6)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=26, 蛭沢川流域=8, 小山田川流域=11.9, 吉野川流域=6.3, 洪川流域=7	江合川流域=(5, 21), 蛭沢川流域=(5, 8), 小山田川流域=(7, 8.9), 吉野川流域=(8, 5)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=35, 花川流域=16.3, 保野川流域=11.7	鳴瀬川流域=(5, 26), 花川流域=(9, 13), 保野川流域=(9, 9.4)	—
	加美町	鳴瀬川流域=20.2, 多田川流域=9.3, 深川流域=6.8, 田川流域=18.8, 孫沢川流域=7, 名蓋川流域=5.7	鳴瀬川流域=(5, 19.6), 多田川流域=(5, 6.9), 深川流域=(8, 6.8), 田川流域=(7, 14.4), 孫沢川流域=(5, 7), 名蓋川流域=(5, 3.8)	—
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=21, 昔川流域=8, 長崎川流域=10.8, 草木川流域=8.9, 二迫川流域=13.2, 芋埴川流域=8.3, 金生川流域=7.3, 鉛川流域=6.1, 三迫川流域=12.1, 鳥沢川流域=7.5	一迫川流域=(6, 16.8), 昔川流域=(5, 8), 長崎川流域=(7, 10.8), 草木川流域=(6, 7.1), 二迫川流域=(5, 10.8), 芋埴川流域=(5, 5.5), 金生川流域=(7, 5.3), 鉛川流域=(5, 6.1), 三迫川流域=(6, 9.7), 鳥沢川流域=(5, 7.5)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表 7) 高潮警報・注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m
	塩竈市	1.6m	0.9m
	名取市	1.5m	0.9m
	多賀城市	1.6m	0.9m
	岩沼市	1.6m	0.9m
	富谷市	—	—
	亘理町	1.5m	0.9m
	山元町	1.4m	0.9m
	松島町	1.6m	0.9m
	七ヶ浜町	1.6m	0.9m
	利府町	1.6m	0.9m
	大和町東部	—	—
	大郷町	—	—
石巻地域	石巻市	1.2m	0.9m
	東松島市	1.6m	0.9m
	女川町	1.2m	0.9m
東部大崎	大崎市東部	—	—
	涌谷町	—	—
	美里町	—	—
気仙沼地域	気仙沼市	1.2m	0.9m
	南三陸町	1.2m	0.9m
東部仙南	角田市	—	—
	大河原町	—	—
	村田町	—	—
	柴田町	—	—
	丸森町	—	—
登米・東部栗原	登米市	—	—
	栗原市東部	—	—
西部仙台	仙台市西部	—	—
	大和町西部	—	—
	大衡村	—	—
西部仙南	白石市	—	—
	蔵王町	—	—
	七ヶ宿町	—	—
	川崎町	—	—
西部大崎	大崎市西部	—	—
	色麻町	—	—
	加美町	—	—
西部栗原	栗原市西部	—	—

(別表 8) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報(大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

防災気象情報等伝達要領

1 趣 旨

この要領は、気象業務法（昭和27年法律165号）第15条第2項の規定、宮城県 地域防災計画（昭和38年7月10日策定）及び宮城県水防計画に基づき、防災気象情報等の伝達が、迅速かつ的確に行われるようその方法を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) この要領において「防災気象情報等」とは、仙台管区気象台の発表する防災気象情報（特別警報、警報、注意報、予報及び情報）及び河川管理者の発表する水防警報をいう。
- (2) この要領において「伝達責任者」とは、本庁関係課及び関係地方機関において配置する防災気象情報等の収集・伝達を行う担当職員をいう。

3 伝達の方法及び伝達先

- (1) 伝達は、原則として宮城県総合防災情報システムにより行うものとし、4の防災気象情報等の種類に応じ、次の方法で行うものとする。
 - イ 防災行政無線による一斉ファクシミリ送信
 - ロ 一般公衆回線によるファクシミリ送信
 - ハ PC端末向け電子メール
 - ニ 防災用携帯電話向け電子メール
- (2) 伝達方法及び伝達先の区分は、別記1のとおりとする。

4 伝達する防災気象情報等

伝達する防災気象情報等の種類は、次のとおりとする。

伝達先	伝達する防災気象情報等の種類
市 町 村 消防本部(局)	(特別警報) 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大津波特別警報、大津波警報解除、噴火警報(居住地域)、緊急地震速報(震度6弱以上に限る。) (警報) 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報、津波警報、津波警報解除、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、噴火警報(火口周辺) (注意報) 大雨注意報、洪水注意報、津波注意報、津波注意報解除、霜注意報 (予報・情報等) 震度情報(震度4以上に限る。)土砂災害警戒情報、水防警報、洪水予報、記録的短時間大雨情報、噴火予報、竜巻注意情報、火災気象通報及びその他気象情報
本庁関係課 関係地方機関	別記2の防災気象情報等
伝達責任者	別記3の防災気象情報等

注1 高潮特別警報、波浪特別警報、大津波警報、大津波警報解除、高潮警報、波浪警報、津波警報、津波警報解除、高潮注意報、津波注意報及び津波注意報解除については、沿岸関係市町村、消防本部、本庁関係課及び関係地方機関に対して伝達するものとする。

注2 水防警報は、宮城県水防計画に基づき伝達ルートを補完するために伝達するものとし、その伝達先は、別記5のとおりとする。

5 情報提供

危機対策課は、防災対策上必要と考えられる情報（降水予想図、降水量調、台風情報、地震情報等をいう。）を、積極的に提供するものとする。

なお、降水量・地震情報等は、宮城県総合防災情報システムから検索することができる。

6 受信の確認方法

(1) 危機対策課は、防災気象情報等を伝達した場合には、受信の確認を行うものとし、確認できなかったときには、一般公衆回線によりファクシミリを再送し、又は電話により再度、受信確認を行うものとする。

ただし、3の(1)のハによる伝達の場合には、受信確認を行わないものとする。

(2) (1)の受信確認の連絡先は、本庁関係課及び関係地方機関にあつては別記2、伝達責任者にあつては別記3に、市町村及び消防本部（局）にあつては別記4によるものとする。

7 伝達責任者等の変更

本庁関係課、関係地方機関及び伝達責任者は、別記2から別記4までの連絡先等内容に変更が生じた場合には、速やかに危機対策課に報告するものとし、伝達される防災気象情報等の種類に変更の必要が生じた場合には、危機対策課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

別記 1

防災気象情報等 伝達先及び伝達方法一覧

伝達方法	伝達先	防災気象情報等						防災関連 伝達事項
		各種気象 注意報	各種気象 警報	水防警報	震度情報	洪水予報	気象情報等	
防災行政無線 ファクシミリ	関係地方機関 市町村 消防本部(局)	◎	◎	◎	◎	◎		
	本庁関係課 関係地方機関 市町村 消防本部(局)	◎	◎	◎	◎	◎		
電子メール P C 端末あて (一斉送信) 防災携帯電話あて	本庁関係課 関係地方機関 市町村 消防本部(局)	○	○		○	○	○	
	伝達責任者	◎	◎		◎			◎

(注1)「◎」は、伝達する防災気象情報等で受信確認を行うもの。「○」は、情報提供であり、受信確認を行わないもの。

(注2) 関係地方機関及び市町村・消防本部(局)については、防災行政無線による一斉送信後、受信確認が行われなかった場合に限り一般公衆回線ファクシミリにより防災気象情報等を伝達するもの。

(注3) 震度情報については、宮城県において「震度4以上」が観測された場合にのみ伝達する。

(注4) 本庁関係課に伝達する防災気象情報(各種注意報・警報)の種類については、各課が選定した情報を伝達する。

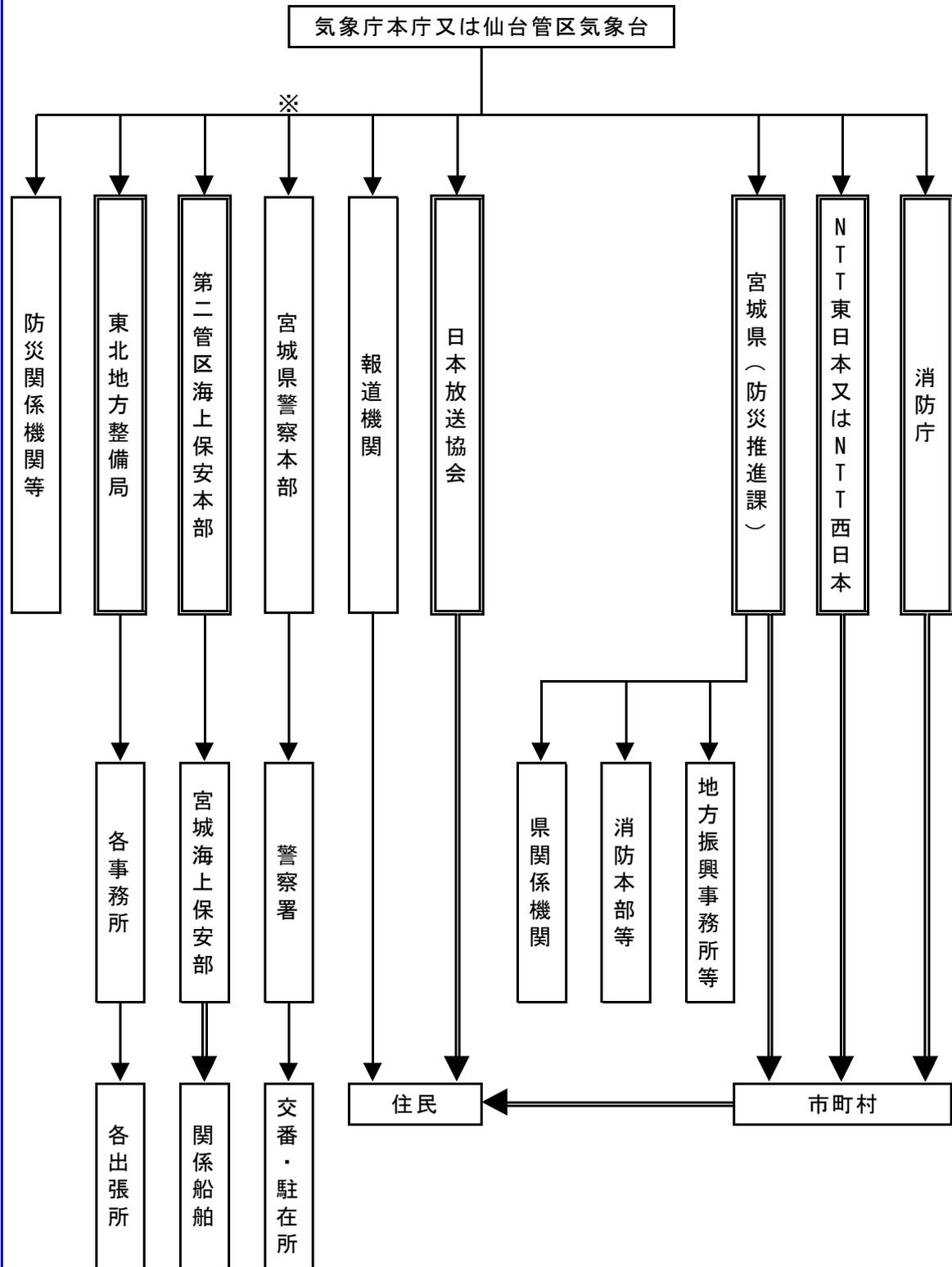
(注5) 防災携帯電話あて伝達する防災気象情報(各種注意報・警報)の種類については、各伝達責任者が選定した情報を伝達する。

水防警報伝達先一覧(河川別)

Table with columns: 水系, 河川名, 区間, 瓦葺瓦ひ地域部, 市町村, 令和6年8月現在. Lists rivers like 北上川, 二股川, 旧北上川, etc., and their respective districts and municipalities.

Table with columns: 水系, 河川名, 区間, 瓦葺瓦ひ地域部, 市町村, 消防本部. Lists rivers like 阿武隈川, 荒川, 七北田川, etc., and their respective districts, municipalities, and fire departments.

(参考) 気象警報等の伝達系統図

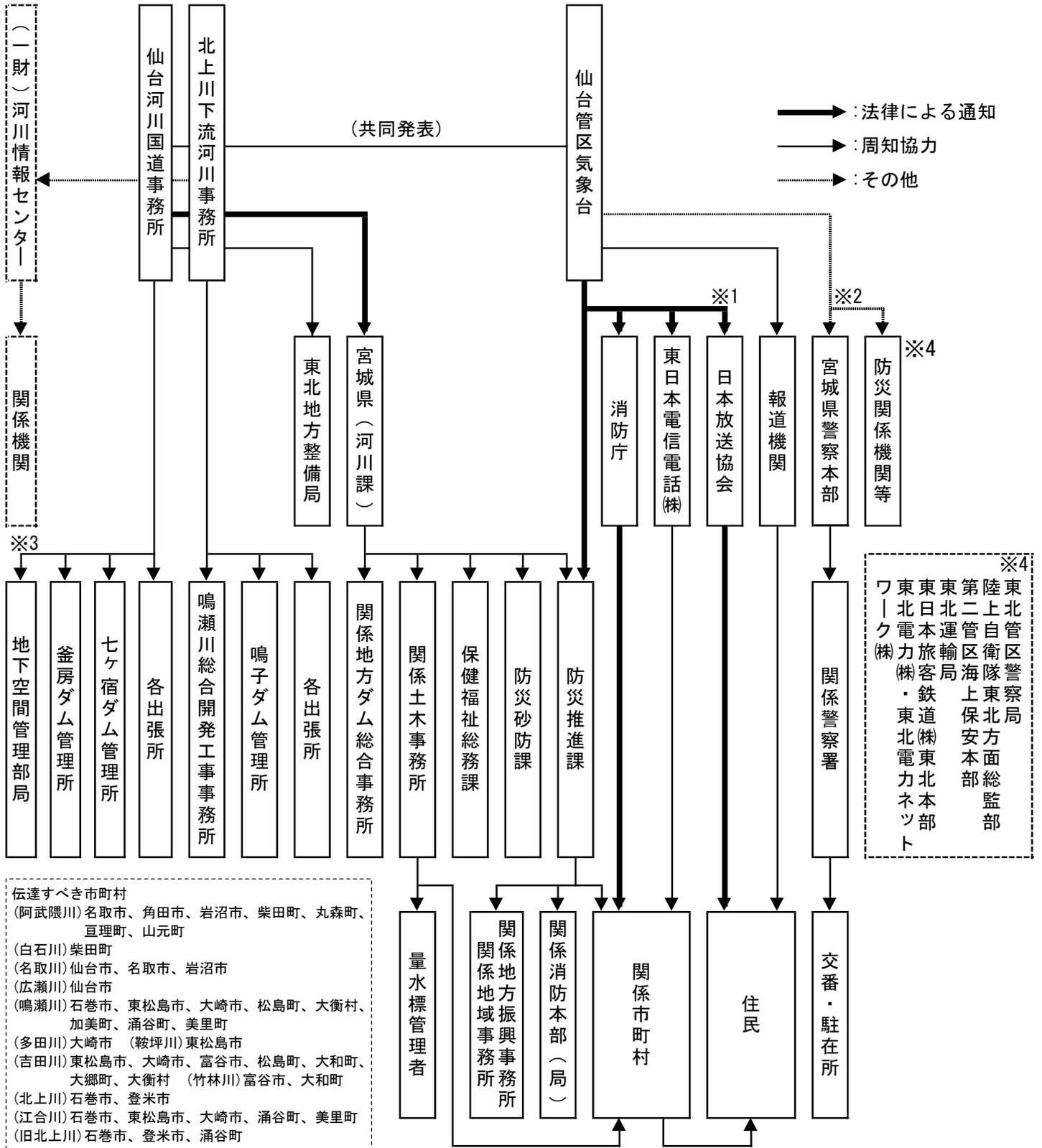


(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)

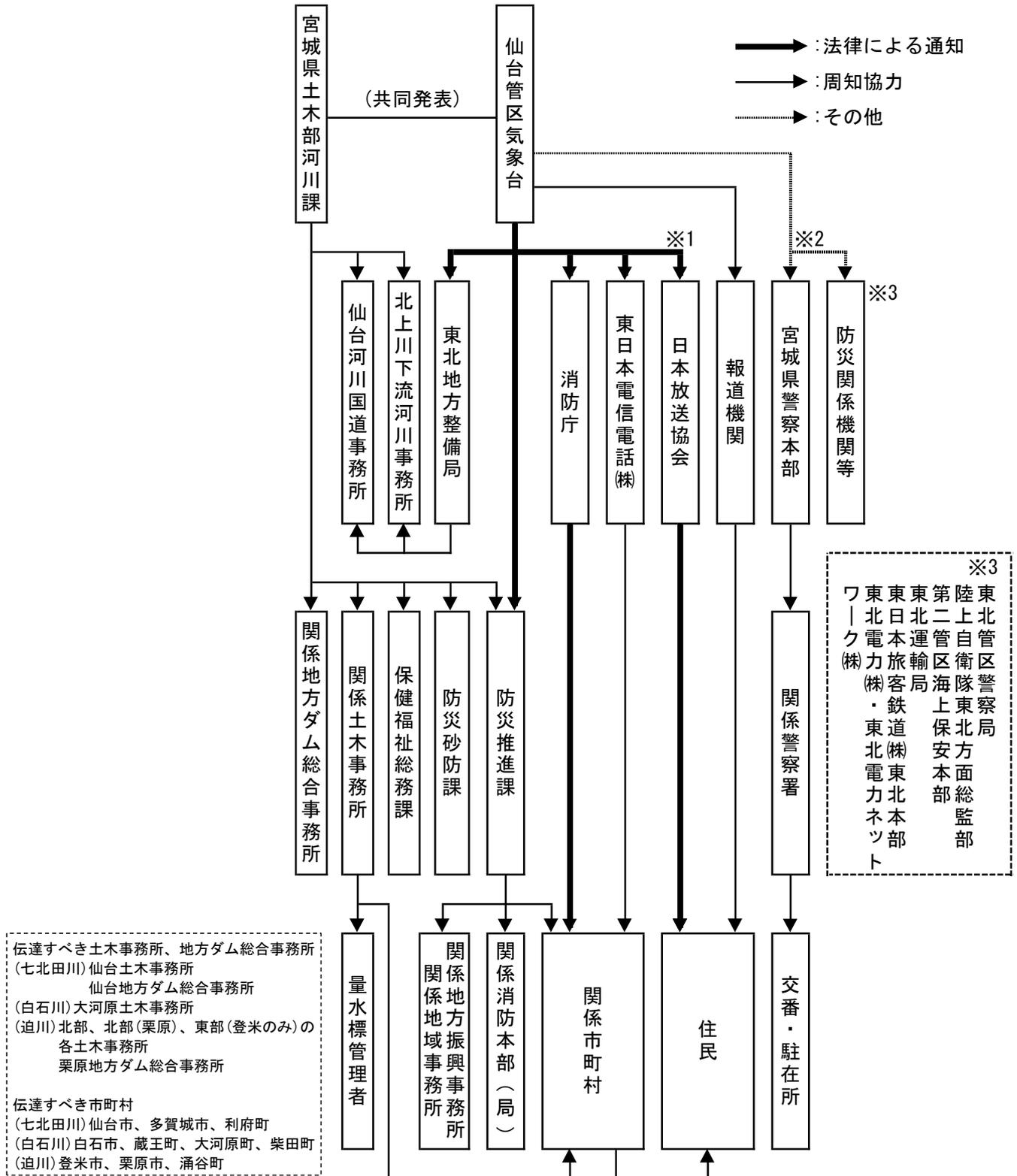


※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

※3 地下空間管理局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)

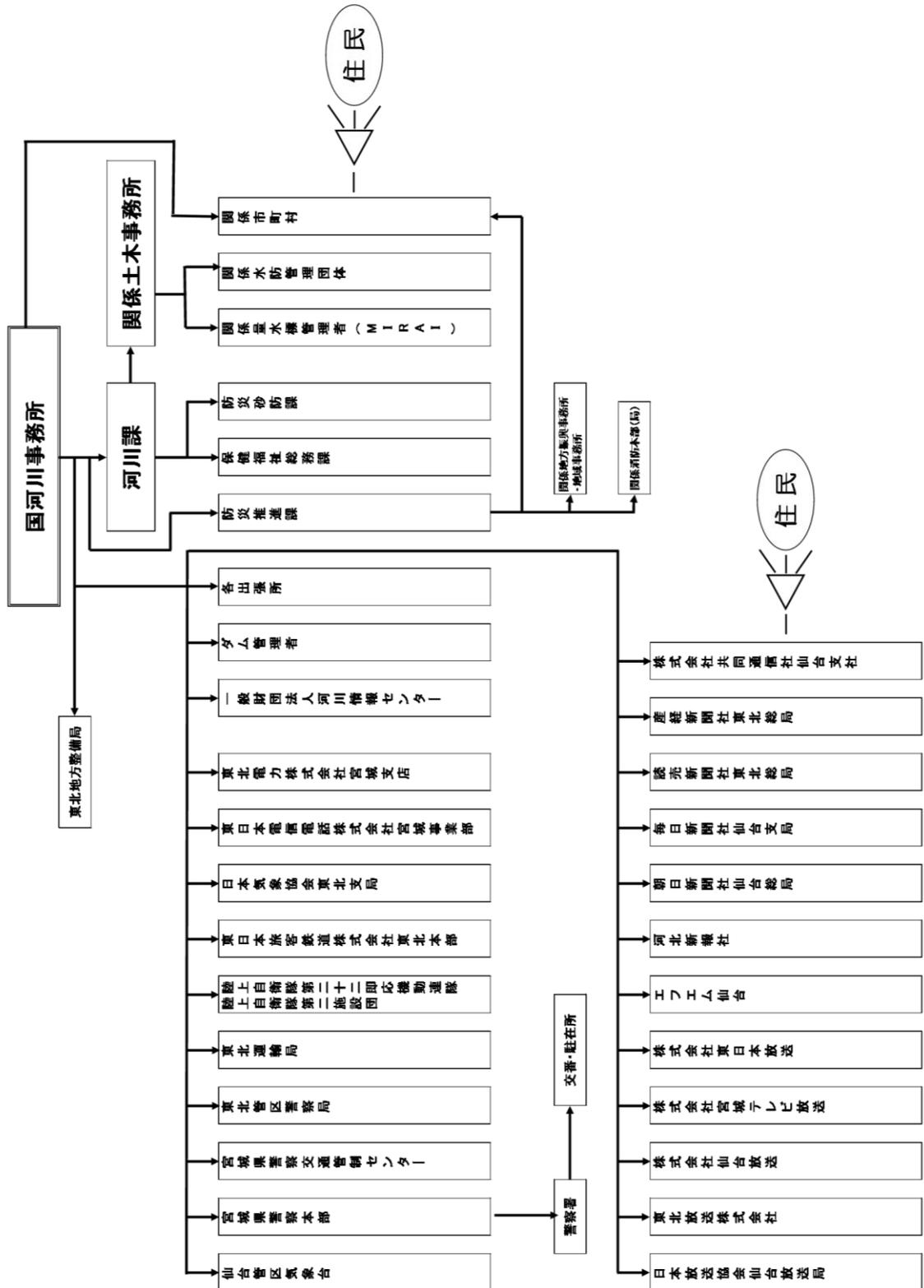


※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

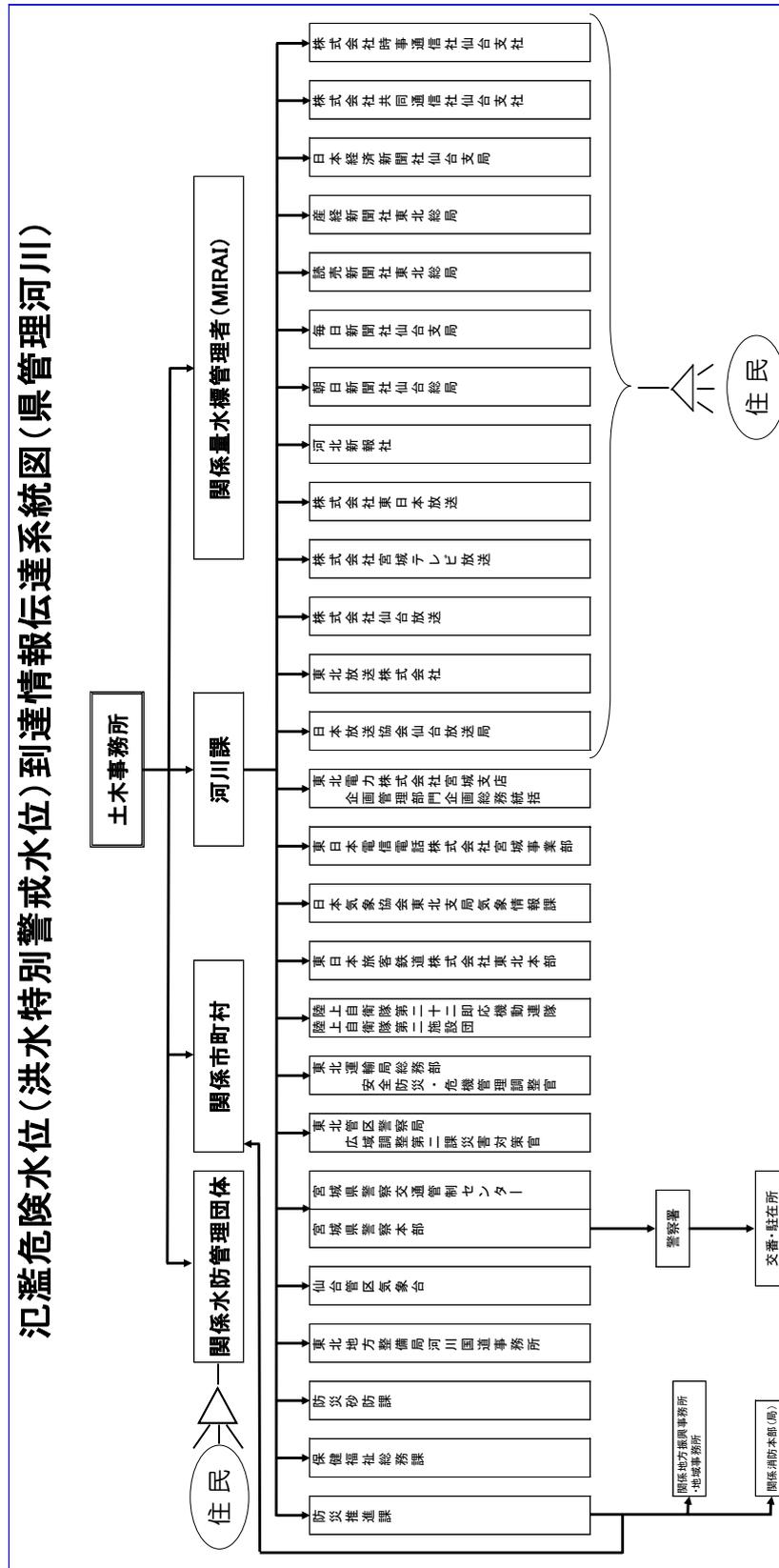
※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

1 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（国管理河川）

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（国管理河川）



2 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報伝達系統図（県管理河川）



3 水位周知を行う河川名とその区域

(国土交通大臣指定 (法第 13 条第 1 項))

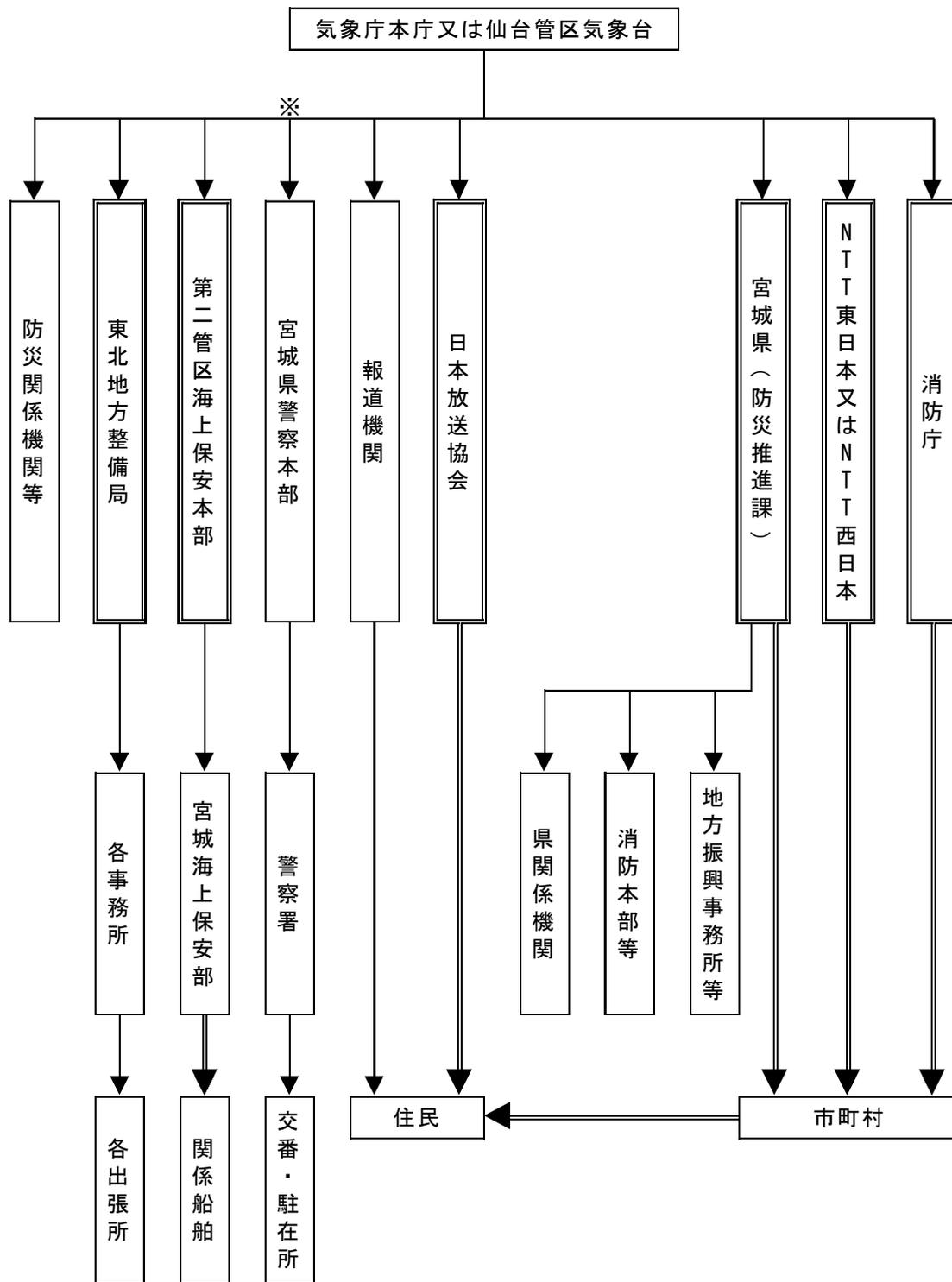
河川名	区 域	
策川	左 岸 右 岸	仙台市太白区西多賀 5 丁目 仙台市太白区富田字八幡東から幹川合流点まで
新江合川	左右岸	新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで
二股川	左 岸 右 岸	登米市東和町米谷字森合 登米市東和町米谷字大沢から北上川合流点まで
善川	左 岸 右 岸	黒川郡大衡村大衡字稲荷前 162 番 2 地先 黒川郡大衡村大衡字古館下 77 番 2 地先から吉田川合流点まで

(知事指定 (法第 13 条第 2 項))

河川名	区 域	
斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで
荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで
小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで
雉子尾川	左右岸	丸森町大内岩城 岩城上橋から 阿武隈川合流点まで
内川	左右岸	丸森町石羽 馬越道大橋から 阿武隈川合流点まで
坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで
増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで
川内沢川	左右岸	名取市沖の橋から 川内沢川放水路分派点まで
川内沢川 放水路	左右岸	川内沢川分派点から 増田川合流点まで
広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで
旧策川	左右岸	策川分派点から 名取川合流点まで
七北田川	左右岸	仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで
梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで
砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで
高城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで
鶴田川	左右岸	大郷町宮下橋から

		宮城郡松島町幡谷吉田川伏越呑口まで
鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から大崎市古川引田まで 大崎市三本木町齊田まで
多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで
名蓋川	左右岸	加美町名蓋川橋から 多田川合流点まで
渋井川	左右岸	大崎市台所橋から 多田川合流点まで
吉田川	左右岸	南川合流点から 大臣管理区間境まで
江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石堰から大崎市古川桜目まで 大崎市古川小泉まで
三迫川	左右岸	栗原市金成沢辺達田橋から 迫川合流点まで
夏川	左岸 右岸	登米市中田町糠塚 登米市石越町小谷地から迫川合流点まで
二股川	左岸 右岸	登米市鱒淵川合流点から登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで
旧迫川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで
小山田川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 旧迫川合流点まで
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで
二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで
芋塚川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 江合川合流点まで
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船渡線から 海まで
津谷川	左右岸	気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで

気象警報等の伝達系統図



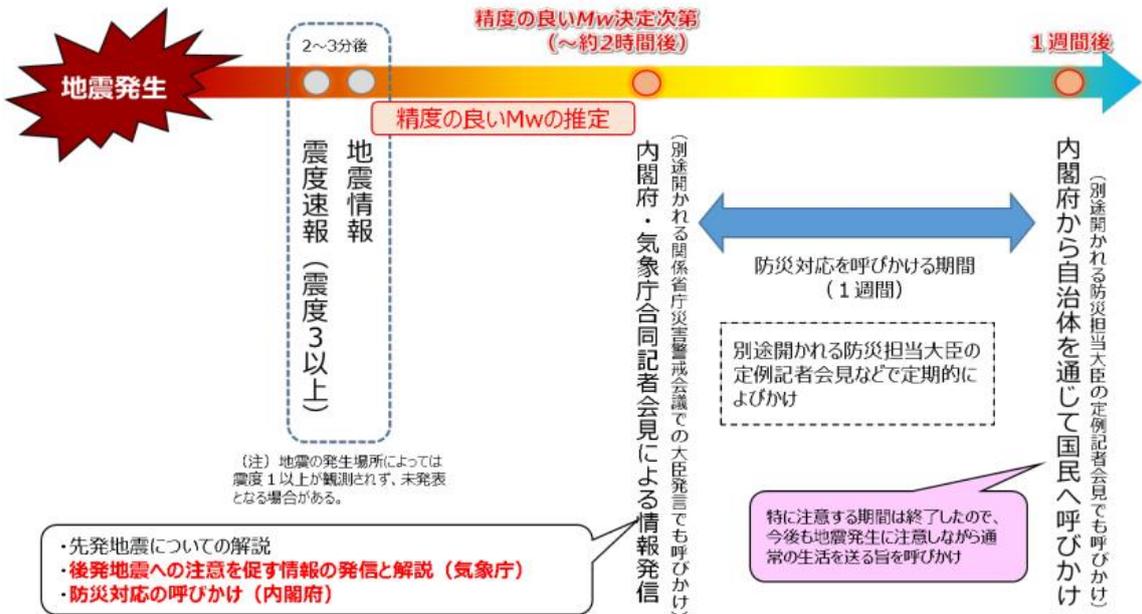
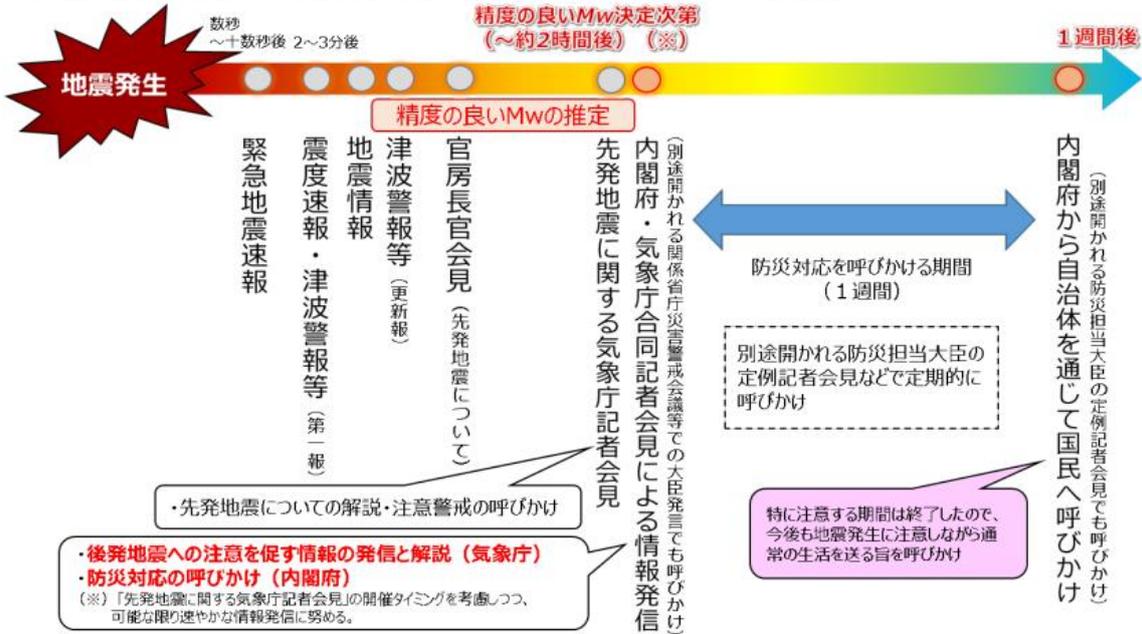
(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

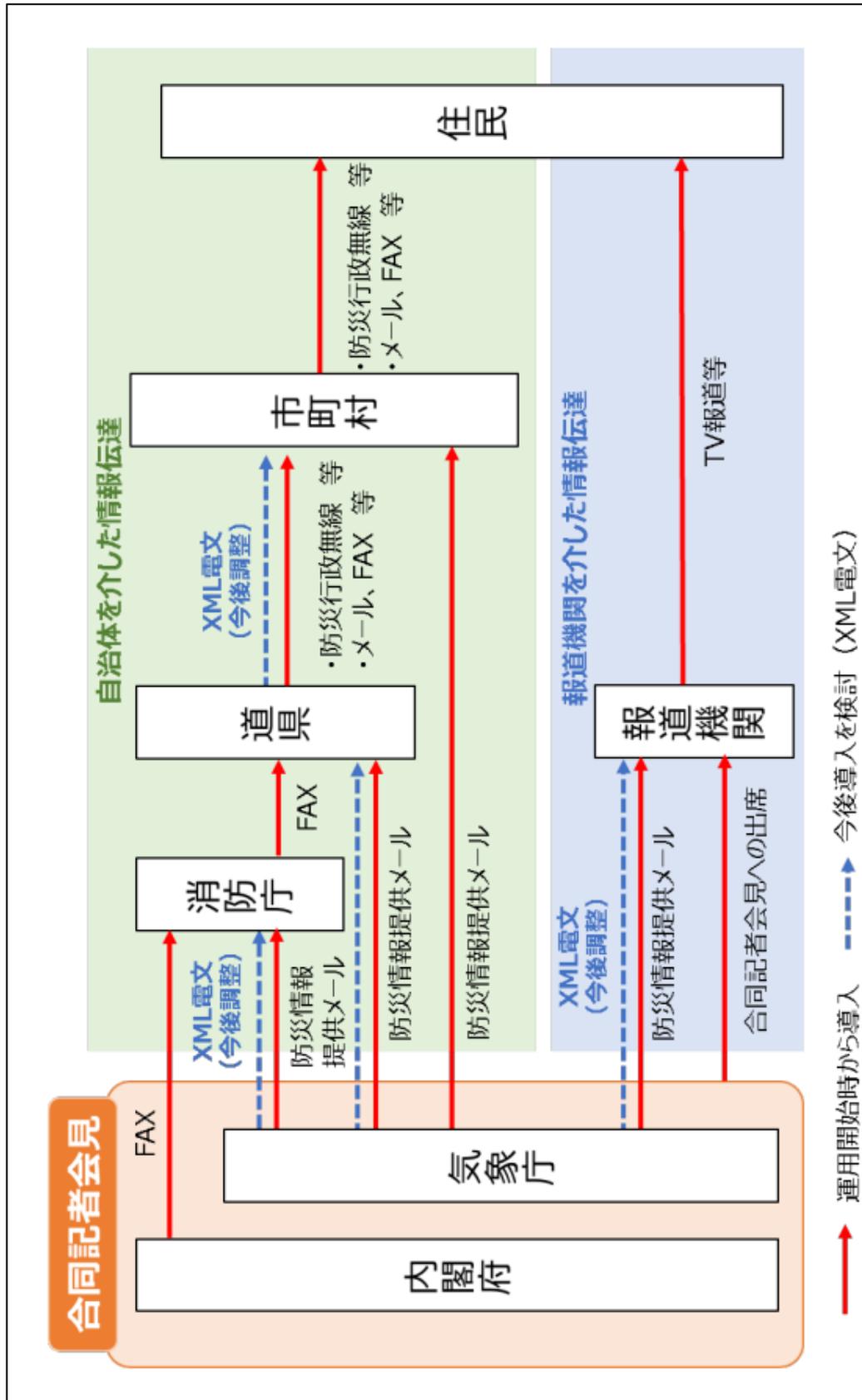
(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

北海道・三陸沖後発地震注意情報発信の流れ及び伝達経路

【先発地震による震度が大きい場合や予想される津波が高い場合】





市町村被害状況報告要領

1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第2項の規定に基づく被害状況等の報告と消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づく消防庁長官に対する消防統計等の報告が迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 報告方法

(1) 消防庁が定める「火災・災害等即報要領」、「災害報告取扱要領」及び「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」に基づき行うものとする。

(2) 原則として、宮城県総合防災情報システム(以下、「MIDORI」という。)により県に報告するものとする。ただし、MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合は、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)及び県が定める別紙様式1に必要事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

3 留意点

(1) 住家被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。なお、浸水により住家に被害が発生し、被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない場合は、「床上浸水」又は「床下浸水」として報告し、判明後に訂正するものとする。

4 その他

(1) 市町村行政機能の確保状況の把握について

市町村は、平成29年4月11日付け総行市第26号、消防災第51号に基づき、震度6弱以上を観測した場合に「市町村行政機能チェックリスト」に必用事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

地方非常通信協議会 連絡先一覧

令和 6 年 4 月現在

協議会名	事務局所在地
北海道 地方非常通信協議会	〒060-8795 北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課内 TEL (011) 709-2311 (内線 4651) FAX (011) 709-5541
東北 地方非常通信協議会	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 東北総合通信局 防災対策推進室内 TEL (022) 221-2566 FAX (022) 221-0612
関東 地方非常通信協議会	〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 関東総合通信局 無線通信部 陸上第二課内 TEL (03) 6238-1776 FAX (03) 6238-1769
信越 地方非常通信協議会	〒380-8795 長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 信越総合通信局 無線通信部 無線通信課内 TEL (026) 234-9984 FAX (026) 234-9977
北陸 地方非常通信協議会	〒920-8795 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 北陸総合通信局 無線通信部 無線通信課内 TEL (076) 233-4480 FAX (076) 233-4434
東海 地方非常通信協議会	〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 東海総合通信局 無線通信部 陸上課内 TEL (052) 971-9907 FAX (052) 971-3672
近畿 地方非常通信協議会	〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 近畿総合通信局 無線通信部 陸上第二課内 TEL (06) 6942-8557 FAX (06) 6942-9014
中国 地方非常通信協議会	〒730-8795 広島県広島市中区東白島町 19-36 中国総合通信局 防災対策推進室内 TEL (082) 222-3398 FAX (082) 221-0075
四国 地方非常通信協議会	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町 2-14-4 四国総合通信局 無線通信部 無線通信課内 TEL (089) 936-5066 FAX (089) 936-5008
九州 地方非常通信協議会	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 九州総合通信局 無線通信部 陸上課内 TEL (096) 326-7951 FAX (096) 326-4377
沖縄 地方非常通信協議会	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B 街区 5 階 沖縄総合通信事務所 無線通信課内 TEL (098) 865-2386 FAX (098) 865-2321

災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針

令和 5 年 4 月

宮城県

第 1 趣旨

災害時に、死者及び行方不明者の氏名等を公表することは、国民の知る権利に応え、不確実情報の拡散防止に繋がる。また、安否不明者の氏名等を公表することは、円滑な人命救助活動を行うために重要であり、被害を最小限に抑える一助となる。

令和 3 年 5 月に改正された「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）」の施行等を踏まえ、災害時における死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等を公表するための基本的な考え方として策定するものである。

第 2 定義

1 公表対象者

県内で発生した災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する災害（以下「災害」という。）により、死者、行方不明者又は安否不明者となった者（県内市町村に住所を有しているか否かを問わない）

2 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者（災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）より）

3 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者（同上より）

4 安否不明者

当該災害が原因で行方不明者となる疑いがある者（令和 3 年 9 月 16 日付府政防第 972 号・消防防第 132 号内閣府政策統括官付参事官（災害緊急事態対処担当）通知より）

5 氏名等

氏名、年齢、性別及び住所（大字まで）をいう。

第 3 公表の根拠・手順等

1 安否不明者の氏名等公表

「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（令和 5 年 3 月内閣府策定。以下「国指針」という。）」を踏まえ、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 根拠

個人情報保護法第 61 条第 1 項及び第 69 条第 1 項の規定により、県は、市町村から提供された安否不明者リストについて、人命救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には、その氏名等を公表又は自衛隊、警察及び消防機関その他これに準ずる機関（以下「救助機関」という。）へ提供する旨をあらかじめ利用目的として定め、利用目的内の提供として公表又は提供するものとする。

なお、国指針においては、市町村も同様に、人命救助活動の効率化等の観点から、県又は救助機関へ安否不明者リストを提供することをあらかじめ利用目的として定めておくことが望ましいとされている。また、利用目的に含めていない場合であっても、人命救助活動の効率化等の観点から、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定により、県及び救助機関へ提供できることとされている。

(2) 基本的な手順

イ 市町村は、被害情報や住民基本台帳の情報等に基づき、安否不明者リストを作成し、住民基本台帳の閲覧等制限が措置されていないことを事前に確認の上、県へ提供する。

なお、安否不明者が被災市町村以外の市町村（以下「他市町村」という。）に住所を有する場合は、被災市町村の負担軽減の観点等から、原則として、県が直接、他市町村から安否不明者リストの提供を受けることとする。

ロ 県は、市町村から提供された安否不明者リストに基づき、県ホームページへの掲載及び県政記者会宛て資料提供により安否不明者の氏名等を公表するものとする。

なお、当該公表資料については、救助機関にも提供するものとし、あらかじめその旨を利用目的に定めておくものとする。また、局所的な災害の場合等で、市町村による公表が安否情報の収集等に有効と考えられる場合においては、県と市町村が調整の上、市町村が自ら公表することも差し支えないものとする。

ハ 公表後は、県及び市町村において安否情報の収集、精査及び安否不明者リストの更新に努めるとともに、県は、更新の都度、最新の情報を公表及び提供するものとする。

(3) 本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止

市町村は、所在情報を秘匿する必要がある者の情報が公表されることがないように、各安否不明者について住民基本台帳の閲覧等制限が措置されていないことを事前に確認する。

なお、住民基本台帳の閲覧等制限がない場合においても、安否不明者が警察や地方公共団体の相談機関へ配偶者等からの暴力(DV)やストーカー行為等について相談をしていた等、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から除くものとする。

(4) 家族の同意の取扱い

個人情報保護法上においては、家族は第三者であって、安否不明者の氏名等の公表又は提供については、家族の同意確認は不要であるとされており、県及び市町村は、家族の同意の有無を確認することなく、速やかに安否不明者の氏名等の公表を行うものとする。

(5) 公表期間

発災後概ね 72 時間以内とする。

2 行方不明者の氏名等公表

行方不明者の氏名等公表については、現在、国指針等において明確な基準が示されていないことから、「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン（令和 3 年 6 月全国知事会策定。以下「ガイドライン」という。）」等を踏まえ、以下のとおり公表するものとする。

(1) 根拠

行方不明者の氏名等については、個人情報保護法の対象となるが、内閣府及び個人情報保護委員会は、災害応急対策の観点からは氏名等を公表する必要性が低いとの見解を示してい

ることを踏まえ、いわゆる国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止する目的から、同法第 61 条第 1 項及び第 69 条第 1 項の規定により、その氏名等を公表又は救助機関へ提供する旨をあらかじめ利用目的として定め、利用目的内の提供として公表又は提供するものとする。

なお、この取扱いに当たっては、市町村も同様に、「知る権利」への対応等の観点から、県及び救助機関へ行方不明者リストを提供することをあらかじめ利用目的として定めておかなければならない。

(2) 行方不明者の氏名等公表に関する基本的な手順については、前項 1 (2) の手順を準用する。

(3) 行方不明者本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止に係る取扱いについては、前項 1 (3) の取扱いを準用する。

(4) 行方不明者の氏名等公表に関する家族の同意の取扱いについては、前項 1 (4) の取扱いを準用する。

(5) 公表期間

原則として、行方不明者の所在が判明するまでとする。ただし、捜索救助活動が長期間に及ぶことが見込まれる場合は、発災後概ね 3 か月以内とし、適宜、期間を延長しても差し支えないものとする。

3 死者の氏名等公表

死者の情報については、個人情報保護法の対象外であり、氏名等の公表に当たっては、地方公共団体において、遺族の意向や被災者の事情等を勘案し判断することとされていることから、ガイドライン等を踏まえ、以下のとおり公表するものとする。

(1) 根拠

県では、「死者情報の提供等に関する事務取扱要綱（令和 5 年 3 月 8 日付県情文第 108 号総務部長通知）」に基づき、個人情報保護法第 61 条第 1 項及び第 69 条第 1 項を準用し、市町村から提供された死者リストについて、いわゆる国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止するため、その氏名等を公表又は救助機関へ提供する旨をあらかじめ利用目的として定め、利用目的内の提供として公表又は提供するものとする。

なお、この取扱いに当たっては、市町村も同様に、「知る権利」への対応等の観点から、県及び救助機関へ死者リストを提供することをあらかじめ利用目的として定めておかなければならない。

(2) 死者の氏名等公表に関する基本的な手順については、前項 1 (2) の手順を準用する。

(3) 死者本人又は第三者の権利利益の不当な侵害に防止に係る取扱いについては、前項 1 (3) の取扱いを準用する。

(4) 家族の同意の取扱い

市町村の判断により、氏名等の公表について家族等の同意を確認した上で、県へ死者リストを提供しても差し支えないものとする。

(5) 公表期間

発災後概ね 3 か月以内とする。ただし、捜索救助活動が長期間に及ぶことが見込まれる場合は、適宜、期間を延長しても差し支えないものとする。

第 4 その他留意事項

- 1 行方不明者の氏名等については、各市町村の個人情報の取扱いに基づき県に提供されるものである。
- 2 死者の氏名等については、各市町村の死者情報の取扱いに基づき県に提供されるものである。
- 3 本方針は、死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等を市町村が自ら公表することを妨げるものではない。
- 4 今後、関係法令及び国指針等の改定等があった場合には、本方針についても適宜改定を行うものとする。
- 5 本方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【参考（関係法令抜粋）】

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（個人情報の保有の制限等）

第 61 条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～二 (略)

- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。